



令和元年 11 月 29 日

環境政策課

(内 2347)

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模な開発事業を実施しようとする者が、あらかじめ、環境に及ぼす影響について調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、住民や行政の意見を聴きながら、環境の保全の観点からより良い事業計画を作りあげるための制度です。

県においては、愛媛の恵み豊かな環境を保全するため、環境影響評価法の対象規模未満の事業等についても環境影響評価を義務付ける「愛媛県環境影響評価条例」を制定し、運用しています。

この度、法対象事業の見直しが行われたこと等を踏まえて、同法の対象とならない規模の太陽電池発電所及び風力発電所を同条例の対象事業に追加することとし、本日（令和元年11月29日）、条例施行規則を一部改正しました。主な改正点は、次のとおりです。

1 追加する条例対象事業

- ・太陽電池発電所の設置の工事の事業（対象規模：出力20,000kW以上）
（参考 法対象規模：40,000kW以上）
- ・風力発電所の設置の工事の事業（対象規模：出力5,000kW以上）
（参考 法対象規模：10,000kW以上）

※変更の工事においても同様の規模を対象とします。

2 改正規則の公布・施行日

公布：令和元年11月29日

施行：令和2年4月1日

「愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正」の概要

1 改正の趣旨

環境影響評価法施行令が一部改正（令和元年7月5日公布、令和2年4月1日施行予定）され、新たに大規模な太陽電池発電所（4万kW以上）が法に基づく環境影響評価の対象に追加されたことを踏まえ、法対象に満たない規模の太陽電池発電所（2万kW以上）について、規則改正により、愛媛県環境影響評価条例の対象事業に追加する。

また、平成24年に法対象となった風力発電所（規模要件：1万kW以上）については、東日本大震災後の電力需給の状況等を鑑み、条例対象への追加を保留していたが、現在の電力需給等を踏まえ、同様に条例の対象事業（規模要件：5,000kW以上）に追加する。

2 一部改正の概要

(1) 対象事業の規模要件（別表第1関係）

- ・出力が20,000kW以上である太陽電池発電所の設置の工事業を対象事業とする。変更の工事においても同様とする。
- ・出力が5,000kW以上である風力発電所の設置の工事業を対象事業とする。変更の工事においても同様とする。

(2) 軽微な修正の要件（別表第2関係）

太陽電池発電所及び風力発電所ともに、「発電所の出力が10%以上増加しないこと」及び「対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと」を要件とする。

(3) 軽微な変更の要件（別表第3関係）

- ・太陽電池発電所については、「発電所の出力が10%以上増加しないこと」及び「対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと」を要件とする。
- ・風力発電所については、「発電所の出力が10%以上増加しないこと」、「対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと」及び「発電設備の位置が100メートル以上移動しないこと」を要件とする。

3 改正規則の公布・施行日

公布：令和元年11月29日

施行：令和2年4月1日（改正環境影響評価法施行令施行日と同一日）